

衛生班のはたらき

平常時	発災時
① 必要資機材の調達 ② 処分地の検討 ③ 消毒機の操作方法を習得する。 ④ 簡易トイレの設置方法を習得する。	① 生もの、生水の衛生管理 ② 毛布等の調達 ③ 消毒活動 ④ ごみの処理・し尿の処理
東海地震注意情報時・警戒宣言発令時 ① 待機体制	

発災後は、衛生状態は極めて悪くなります。例えば、ゴミやし尿が腐ったり、どぶや壊れた家からねずみが出てきて伝染病が発生する恐れがあります。

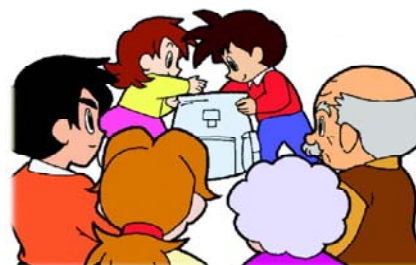
また、食べ物が変わったり変則的な生活や精神的な緊張などから身体も不調になり発病しやすくなります。ちょっとした傷からもバイキンが入って化膿したり、風邪にかかりやすくなったり、持病が再発しやすくなるものです。

震災後の保健衛生については、一人一人が注意するのはもちろんですが、地域社会の人々が連帯し、共通の行動を起こすことが非常に重要になってきます。

《飲み水の取り扱い》

水の取り扱いが不潔になると病気の元になります。災害後は疲れもあって病気に対する抵抗力が落ちています。水の取り扱いや保管には十分注意しましょう。特に、震災後の給水については、自主防災会単位で確保を考えておきましょう。

また、生水を飲むことは避けましょう。井戸などを飲み水をして使用したい時は、ろ水機でろ過した水か沸騰させた水を使うようにしましょう。



《し尿の取り扱い》

水道や下水道等に被害があった場合は、水洗式便所は使用できなくなります。このために仮設トイレ等の設置が必要になります。また、埋め立て処理をする時は、消石灰0.5%以上混入させるようにしましょう。

《ゴミの取り扱い》

市がゴミを集めてまわるようになるまでは、自分で処理しなければなりません。水源・河川等環境汚染を生ずる恐れのあるところへ捨てないようにしましょう。焼却するか埋め立てて処分しましょう。

生活ゴミといわれる、紙くずや食べ物のカスは、場所を決めて焼却処分して下さい。この場合、各人が勝手に行うより共同で処分するほうが安全です。

処分地は、煙害や火災の危険がありますから周囲の状況をよく見て適当な場所を選びましょう。風速や風向にも十分注意しましょう。また、焼却した後に土を掛けておくことは、衛生上にも防火上にも必要です

焼却することのできない燃えないゴミはや、燃えるゴミでも水分を大量に含んだ野菜クズや食べ物のカスなどは、焼却処分しないで埋め立てて処分します。

処分地の衛生管理は、伝染病予防のために重要ですので、各自主防災組織で十分検討する必要があります。

